

香川県地球温暖化対策推進計画（素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先
環境政策課
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3215／FAX：087-806-0227
E-mail：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

平成27年9月8日から平成27年10月7日までの期間、香川県地球温暖化対策推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、個人1人から7件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	1	第3章 本県の温室効果ガス排出量等の現状	3件
団体	0	第5章 目標の達成に向けた対策の推進	4件
合計	1	合計	7件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第3章 本県の温室効果ガス排出量等の現状	
(P24 図3-1-1、P26 図3-2-1) 凡例の記載順序と積み上げ棒グラフの順序が逆になっており見づらい。凡例の順序を修正すべき。	図3-1-1については、凡例の記載順序は棒グラフの順序となっております。 図3-2-1については、ご指摘のとおり修正します。
(P27 図3-2-3、図3-2-4、P29 図3-2-1-3、P31 図3-2-2-3、P33 図3-2-3-5、P34 図3-2-3-6) エネルギー消費量(千kL)は何の数値か明記すべき。	エネルギー消費量は原油換算値で示していません。ご意見を踏まえ、次のとおり目次の注釈に明記します。 「3. エネルギー消費量は、「千kL」など、原油に換算して表記しています。」

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>(P36 3.2.5 廃棄物分野)</p> <p>説明の中に、「産業廃棄物は、リサイクルを目的とした産業廃棄物の溶融処理の増加により、云々」とあるが、これは豊島産廃の溶融処理のことを指していると思われるので、「産業廃棄物は、リサイクルを目的とした豊島における中間処理など、産業廃棄物の溶融処理の増加により、云々」と明記すべき。平成29年3月頃に終わる見込みの豊島の溶融処理は、行政や県民、事業者などが永く記憶しておくべき事柄である。</p>	<p>リサイクルを目的とした産業廃棄物の溶融処理は、豊島産廃の処理だけを指すものではなく、県内処理業者においても、同時期に新たに実施されているものですので、素案の記載内容としています。</p> <p>なお、豊島廃棄物等処理事業につきましては、県政の最重要課題の一つとして、安全と環境保全を第一に、調停条項に定められた平成28年度末までの廃棄物等の処理に向け、全力で取り組んでまいります。</p>
<p>第5章 目標の達成に向けた対策の推進</p>	
<p>(P42 地産地消の推進)</p> <p>地産地消の推進は、遠地からの運搬に伴って排出されるCO₂などが、県内産であれば削減されるとの趣旨により明記されていると理解している。我々の生活の基盤を支えている社会基盤施設・インフラ整備に当たって使用される建設用原材料も地産地消が推進されるべきであり、これは工事の発注者である香川県をはじめとする行政当局の責務である。県工事における県産品建設用原材料の使用についても、ここに明記すべき。</p>	<p>本県の公共工事では、県内産の建設資材の優先使用について、香川県工事請負契約約款により受注者に対して努力義務を課しているところです。しかしながら、その原材料の優先使用については、工事材料の製造業者等との調整など課題があるため、早急な対応は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>
<p>(P43 事業者による環境配慮行動の促進)</p> <p>香川県が認定している認定リサイクル製品の大半は建設関連分野で用いられており、県をはじめとする公共工事の中で使われてこそ、实际的に普及すると考えるため、行政によるリサイクル製品の優先使用又は使用の義務化を図っていくことが重要であり、これを明記すべき。</p>	<p>本県では「香川県環境配慮モデル普及促進要綱」を定め、県が工事の発注を行う場合、認定製品をその品質、数量、価格等に留意し、率先利用に努めるものとしています。しかしながら、こうした留意事項等については各工事の現場においてそれぞれ個別に判断する必要があることなどから、認定製品使用の義務付け等は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>
<p>(P43 CO₂排出量の「見える化」の推進等)</p> <p>香川県の各部署が施策展開していったことの結果に付随するものとして、「見える化」も進めていくべき。例えば、全国に先駆けて平成25年度から総合評価入札方式の中に、「地球温暖化対策(CO₂排出量削減)」に関する評価として、セメントに係るものと骨材及び生コンクリートに関するもの(地産地消)に分けて、試行的に行っている結果を「見える化」すること、さらに今後運用されるであろう本格実施段階における「見える化」に県自らが取り組むことで県民・事業者の模範となると考える。</p>	<p>本県の各部署が施策展開したことについては、補助制度を活用した住宅用太陽光発電設備の発電電力量や地球温暖化対策計画制度対象事業者のCO₂等の削減量など、香川県環境白書やホームページ等を通じて見える化を進めており、今後も施策展開の結果の「見える化」を積極的に推進してまいります。</p> <p>なお、総合評価方式における「地球温暖化対策(CO₂排出量削減)」に関する評価については、試行段階であり、今後、本評価制度の実効性等について検証する必要があることなどから、「見える化」つまり試行結果を公表できる段階ではないと考えますが、今後とも研究してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>(P47 県民に期待される取組み CO₂削減につながる商品の選択)</p> <p>ここでは事業者に期待される範疇で記載されているが、県をはじめとする行政の取組みとして、我々の生活に密着しているインフラ整備に不可欠な建設用原材料についても、県産品建設用原材料を使用すると の文言が必要。</p>	<p>本県の公共工事では、県内産の建設資材の優先使用について、香川県工事請負契約約款により受注者に対して努力義務を課しているところです。しかしながら、その原材料の優先使用については、工事材料の製造業者等との調整など課題があるため、早急な対応は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>